

# 中国最新法律 Newsletter

Vol.19



## Contents

1

コーポレート・M&A

中国の「会社法」改正草案に対する雑感

～第一回改正草案との比較から～



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第16回

～UCB Pharma S.A.とグラクソ・スミスクライン（アイルランド）の域外オフサイト検査不合格～



3

コンプライアンス・不祥事対応

中国事業の不正リスク対応～不正の兆候への対応を中心に



4

新法紹介

一、公布済の新規法令

1 「品質強国構築綱領」

2 「外商投資による研究センターの設立を更に奨励するための若干措置に関する通達」

3 「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理弁法（試行）」

二、公布前の意見募集稿

1 「新規公開株（IPO）登録管理弁法」（意見募集稿）等



5

中国からの風便り

中国の法廷ドラマ～底線



6

近時の活動

セミナー及び執筆のご紹介



## 中国の「会社法」改正草案に対する雑感 ～第一回改正草案との比較から～



弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

### 一、はじめに

昨年10月のニュースレターでは、中国の会社法<sup>1</sup>の改正作業に関する動向として、2022年1月の第一回改正草案（以下「第一回草案」という。）について紹介した。その後、第一回草案に寄せられた様々な意見を踏まえて、2022年12月末から2023年1月にかけて、会社法の改正に関する第二回改正草案（以下「第二回草案」という。）が公開されており、同法の改正に向けた立法作業が着実に進んでいることが窺える。前回のニュースレターでも述べたように、今後予定されている会社法の改正内容には、董事会や株主会といった会社の機関設計に関わる改正も含まれており、中国現地の日系企業への影響も大きいと思われる。そのため、今月のニュースレターでは、第二回草案のうち特に機関設計に係る内容について、第一回草案と比較しつつ改正の方向性について簡潔にアップデートしたい。

### 二、監査委員会制度の導入

現行の会社法では、最高権力機関たる株主会が、董事会の構成員たる董事と監事会の構成員たる監事を選任し、原則として董事会及び監事会を設置することとされている。また董事と監事は相互に兼任が禁止されており、いわゆる二層制モデルが採用されている。

これに対し、第一回草案では、会社の定款に基づき董事会の中に董事により構成される監査委員会を設置し、同委員会に会社の財務・会計に対する監督権等の行使を認め、その場合、監事会又は監事を設置しないことができるとした。また株式有限会社についても、同様の制度を前提としつつ、監査委員会の構成員について、その過半数を非執行董事とする旨の条件が付された。

今回の第二回草案では、有限責任会社について、董事会の中に監査委員会を設置した場合、監事会又は監事を

設置しないものとしており、第一回草案と異なり、監査委員会と監事会を併存させない内容に修正されている。また第一回草案と異なり、監査委員会の構成員を董事とする旨の記載が削除されており、また、監査委員会の権限として、法で定める監事会の職権を行使できるものとされた。株式有限会社については、上記の有限責任会社に関する修正内容が同様に盛り込まれている。また監査委員会は3名以上の董事により構成され、その過半数を独立董事が占め、少なくとも1名の独立董事を会計専門人材とするなど、第一回草案に比べて監査委員会の構成員の条件を詳細化している。

以上のように、監査委員会と監事会の設置、監査委員会の構成員に関する修正等があるものの、董事会の中に一定条件を満たす監査委員会を設置する場合は監事会又は監事を設置しない一層制モデルを導入する方針に変更はないように思われる。

### 三、会社の各機関の権限に関わる修正

#### 1. 董事会の権限範囲

現行の会社法では、董事会は株主会に対して責任を負い、その権限は条文上で具体的に列挙され、その他の権限は定款で付与するとされている。

これに対し、第一回草案では、董事会の権限に該当する具体的な列挙事由を全て削除した上で、董事会は会社の執行機関であることを明記し、株主会の権限以外の権限を行使する旨を規定した。当該規定ぶりに対しては、董事会に広範な業務執行に関する権限を付与したものと解釈する意見が多く出された。

しかしながら、今回の第二回草案では、現行の会社法で定める董事会の権限を具体的に列挙する規定内容を復活させ、株主会と董事会の権限事項の区分を明確にした。また現行の会社法で定める株主会の権限事項の中で、会

<sup>1</sup> 本稿において、特段の記載がない限り、「会社法」は中国の会社法を指すものとする。

社の債券発行の決定に係る決議については、株主会から董事会に授権することができる旨を新たに定めた。

董事会の権限範囲の規定内容については、上記の通り、第一回草案と第二回草案で異なる内容になっている。今後、董事会の執行機関としての位置づけと実際の業務執行における役割等を考慮しつつ、更なる議論が進むものと予想される。また株主会の権限事項の一部を董事会に授権できるとした条項についても、同条項を強行規定と捉えるか、又は授権内容の例示列举と捉えるかで株主会から董事会への授権範囲が異なるため、今後の動向に注意する必要がある。

## 2. 業務執行機関内の役割分担

会社法上、董事会はその決議内容を具体的に執行する機関として総経理を設けることができる。総経理は、董事会に対して責任を負い、実務上、ほとんどの企業では総経理を設けている。

現行の会社法上、総経理の権限は具体的に列举されているが、第一回草案ではそれらの列举事由が全て削除され、会社の定款の定め又は董事会の授権に基づき行使するものとされた。そして、第二回草案においても、第一回草案の内容が維持されている。これは、株主会と董事会の関係とは異なり、総経理は、董事会の指揮の下で具体的業務を執行する役割を担い、あくまで業務執行機関の一部であることから、その権限範囲を具体的に列举するのではなく、会社の定款又は董事会の授権に応じて総経理の権限範囲を画定する体制を採ることで、董事会の指揮に基づく業務執行を実現する方針であると思われる。

## 3. 株主会の決議事項の一部の削除

現行の会社法では、株主会の権限事項として「会社の経営方針及び投資計画の決定」と「会社の年度財務予算方案、決算方案の審議批准」を規定している。この権限事項について、第一回草案では特段の修正はなかったが、今回の第二回草案では、いずれも削除されている。

更に上記の両権限事項に連動して、現行の会社法では、董事会の権限事項として「会社の経営計画及び投資方案の決定」と「会社の年度財務予算方案及び決算方案の制定」が規定されているが、第二回草案では、これらの権限条項も削除されている。

## 四、経営規模に応じた機関設計の簡便化

現行の会社法では、①出資者人数が少ない会社又は②会社の規模が小さい有限責任会社では、董事会や監事会を設けず、1名の執行董事や1～2名の監事を設けることができる。これに対し、多くの株主を予定する株式有限会社ではこのような制度は設けられていない。

この点、第一回草案では、まず上記①の出資者人数の多寡という条件を撤廃した。また有限責任会社か株式有限会社かを問わず、会社の規模が小さい場合には、董事会を設けず1名の董事又は総経理を設けたり、監事会を設けず1～2名の監事を設けることが認められた。

第二回草案では、基本的に第一回草案の改正内容を維持した上で、更に出資者全員の同意があれば、監事を設けないこともできる旨が追加された。

第二回草案で、出資者全員の同意があれば監事を設けないことができる旨を追加したことは、小規模な企業においては出資者による直接的な監督が届きやすい点を考慮したものであり、中国の会社の実情に即したものである。

次に、上記①の条件の削除は経営規模が比較的大きい日系企業にも影響を及ぼすと思われる。すなわち、昨年のニュースレターでも触れたが、現状、多くの日系企業はその出資者人数が少ないことから、上記①の条件を満たすことを理由に、監事会を設けず監事のみ選任する会社が比較的多いと思われる。しかし、今回の第二回草案においても上記①の条件は削除されている。そのため、将来、もし当該修正がそのまま採用され、改正会社法が正式に公布された場合には、経営規模が比較的大きい日系企業では、たとえ出資者人数が少ない場合であっても監事会の設置を検討する必要があると予想される。会社の公正な経営と監督の観点から監事会の設置は重要である一方、監事会を設置する場合、監事会に一定比率の従業員代表を選出する必要があるため、従業員の意向をどの程度反映するかが、将来的には課題の一つになると予想される。

## 五、新たな従業員董事制度

現行の会社法の下では、2つ以上の国有企業が出資する有限責任会社等については董事会の構成員として従業員代表を入れることが義務付けられているが、その他の会社については会社の任意の判断に委ねられている。そ

のため、2つ以上の国有企業間の合併会社といった状況でなければ、通常、日系企業が従業員代表を董事会の構成員とすることはほとんどないと思われる。

これに対し、第一回草案では、有限責任会社か株式有限会社かを問わず、従業員が300人を超える場合は、その董事会に会社の従業員代表を入れることが義務付けられた。

更に、今回の第二回草案でも、基本的に第一回草案の内容が維持されている。但し、法律に基づき監事会を設置し、かつ従業員代表がいる場合には、董事会において従業員代表を構成員とする必要がない旨が定められた。これは、従業員の利益の確保や監督機能といった制度趣旨から、董事会及び監事会の両方に従業員代表を設ける必要性がないことを明確にしたものと思われる。

上記の通り、第一回草案に引き続き、第二回草案においても、300人以上の従業員を有する会社の董事会に従業員代表を入れる旨の内容が維持されており、将来的にも、この内容が維持されたまま改正会社法が正式に公布される可能性が比較的高いと予想される。日系企業の中でも、工場を持つ会社の場合には従業員が300人を超えることは珍しいことではないため、今後の動向に注意が必要と思われる。

## 六、最後に

以上のように、現在まで2回にわたって会社法の改正草案が公開されており、各修正内容を比較すると、将来の会社法の正式な改正に向けて、どのような修正内容が維持されるのかを予測できる箇所も出てくる。例えば、監査委員会の導入、出資者が少ないことを理由とする機関設計の簡便化の廃止、一定数以上の従業員を雇用する会社の董事会への従業員代表の参加といった制度は、会社の機関設計に重要な影響を与えると予想されるが、第一回草案及び第二回草案いずれでも維持されており、将来の改正会社法の正式な公布の際に導入される可能性が比較的高いのではないと思われる。特に、日系企業を含む外商投資企業は、2024年12月末までに会社法に沿った組織機構を構築する必要があり、社内の機関設計を少しずつ会社法の内容に合致するように進めている日系企業も多いと思われる。今回の第二回草案は、あくまで改正の草案に過ぎないが、将来の改正会社法の方向性を知る重要な指針にはなるため、今後も改正作業の動向には注意する必要があると思われる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第16回

～UCB Pharma S.A.とグラクソ・スミスクライン（アイルランド）の域外オフサイト検査不合格～



弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 高槻 史

PROFILE

## 一、大手外国製薬会社のオフサイト検査不合格

## 1. UCB Pharma S.A.のオフサイト検査不合格

2022年8月22日に公表された中国国家薬品监督管理局（以下「NMPA」）の2022年第67号公告によれば、NMPAは、UCB Pharma S.A.（以下「UCB」）に対して、レベチラセタム注射液（登録番号：H20170341、規格5ml：500mg）の域外非現場（オフサイト）検査を実施した。

検査の結果、一部の製品（バッチ）が表示している有効期限が、中国で承認された有効期限と一致していないことが判明し、NMPAは、当該製品の生産工程は中国の「薬品生産品質管理規範」（2010年GMP）の要件を満たしていないとして、同製品の中国国内への輸入、販売、使用を即時停止し、関連する調査を実施することを決定した。

## 2. グラクソ・スミスクライン（アイルランド）のオフサイト検査不合格と国家集中購買資格取消

2022年10月31日に公表されたNMPAの2022年第96号公告によれば、NMPAは、GlaxoSmithKline (Ireland) Limited（以下「GSKアイルランド」）に対して、デュタステリド・ソフトカプセル（英語名：Dutasteride Soft Capsules、登録番号：H20160515）製造所（Ul.Grunwaldzka 189, 60-322 Poznan, Poland）<sup>1</sup>の域外オフサイト検査を実施した。

検査の結果、中国に輸出した製品について、承認基準に従ったバッチ毎の検査及び全項検査を実施しておらず、微生物汚染リスクの予防・管理に不備があることが判明し、NMPAは当該品目の生産品質管理は中国の「薬品生産品質管理規範」（2010年GMP）の要件を満たしていないとして、同製品の中国国内への輸入、販売、使用を即時停止することを決定した。

また、同日、国家機関医薬品連合購買事務局は、NMPAの上記決定を受け、医薬品の大量調達正常化と制度化の推進に関する国务院総局の意見（国弁発〔2021〕第2号）に従って総合的に検討した結果として、GSKアイルランドは、入札申請資料で行った承諾及び国家集中医薬品調達文書（GY-YD2021-2）の関連規定に違反しているとして、デュタステリド・ソフトカプセル

の落札資格を取り消すと共に、同社を違反リストに掲載し、2022年10月31日から2024年4月29日までの間、国家集中購買活動への参加資格を停止することを決定した。

## 3. 域外オフサイト検査

中国国外の現場検査については、医薬品医療機器域外検査管理規定に従って行われてきたが、年間の実施件数は限られていた。コロナ流行下で現場検査が実施困難となったことから、2020年頃からオフサイト検査が試行されており、NMPAが開示した報告書では2021年度は6件実施されたようである。2022年度の年間実施件数はまだ公表されていないものの、現場検査と比べた場合の効率性、コスト負担等を考慮すると、今後もオフサイト検査は増えるものと考えられる。

## 4. 国家集中購買落札資格取消・違反リスト掲載

前述の通り、GSKアイルランドの案件では、国家集中購買の落札資格取消及び2年間の参加禁止措置が取られているが、国家集中医薬品調達文書（GY-YD2021-2）では、入札企業、落札企業、配送企業が以下のいずれかに該当し、その状況が深刻であると判断された場合には違反リストに掲載すると規定している。

- （1）入札品目について、入札品目資格を満たしていない、又は事実と異なる資料を提供している疑いがある場合
- （2）処方箋リポート又はその他の商業的賄賂を提供し、違法なプロモーション活動を行う場合
- （3）原価を下回る価格で悪質な申告を行い、市場秩序を混乱させる場合
- （4）申告や見積交渉において互いに通謀して他の企業を公正な競争から排除し、購買側や他の企業の合法的利益を害する場合
- （5）購買側、連合購買事務局に対する贈賄等の手段で落札する場合
- （6）虚偽の証明文書、文献の提供、又はその他の方法による改ざん、虚偽により不正に落札する場合
- （7）指定された期間内に調達契約を締結しない場合
- （8）調達側の要求及び法律に従って配送を実施しない場合

<sup>1</sup>ロイターの報道記事によれば、域外オフサイト検査はポーランドの製造委託先企業において行われたようである。

- (9) 落札時又は落札後に落札資格を放棄した場合
- (10) 製品供給承諾の不履行により、臨床使用に影響を及ぼした場合
- (11) 落札された医薬品に重大な品質問題が生じた場合
- (12) 落札された医薬品がGMP基準を遵守していないことにより、医薬品監督管理部門から暫定的な製造、販売、使用、輸入停止処分等の処分を受けた場合
- (13) 落札した企業について申請資料に記載された承諾に重大な違反があることがサンプリング又は立入検査により判明した場合
- (14) 悪質なクレームをする企業
- (15) 集中購買に関連する業務の秩序を意図的に阻害した場合
- (16) その他の法令違反

そして、違反リストに掲載された入札企業、落札企業についてはそれぞれの資格を取消し、情状が重い場合には、当該企業又は品目について、違反リストに掲載された日から2年間、各地の医薬品集中購買活動に参加することを禁止している。また、配送企業が違反リストに掲載された場合は、その配送資格及び違反リスト掲載日から2年間各地の医薬品集中購買の配送資格を取り消すとしている。

本件も、この国家集中医薬品調達文書の規定に基づき決定されたものであるが、最近では、以下の企業が、国家集中購買落札資格取消や違反リスト掲載措置を受けている。

|         |                   |                                                                         |
|---------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 2021年8月 | 華北製薬              | 約定通りの供給を行えず供給状況が改善できなかったことから、国家集中購買の落札資格取消、違反リストへの掲載、国家集中購買活動への参加資格停止措置 |
| 2022年1月 | 貴州誕濟堂製薬           | GMP違反により、製品の生産販売停止命令、国家集中購買の落札資格取消、違反リストへの掲載、国家集中購買活動への参加資格停止措置         |
| 2022年6月 | サン・ファーマ社<br>(インド) | 抜取検査により、製品の一部に輸入医薬品登録基準違反が発見され、製品の生産販売停止、回収等の命令、国家集中購買の落札資格取消           |
| 2023年1月 | 湖北科益薬業            | GMP違反により、製品の生産販売停止命令、国家集中購買の落札資格取消、違反リストへの掲載、国家集中購買活動への参加資格停止措置         |

## 5. 終わりに

UCBとGSKアイルランドという外資大手製薬会社の検査不合格が立て続けに出されており、中国に医療用医薬品を輸出する国外の製薬会社、製造所等にとって、改めて中国GMP及びその他適用される中国の医薬品規制の内容に合致した体制になっているかを点検し、製造委託先を含めた管理が益々重要になってくると考えられる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 一、ゼロ・コロナ政策の解除と日中間往来の正常化

2022年12月、中国政府は、2020年初頭から3年弱の間続いたゼロ・コロナ政策を、事実上撤廃しました。同政策は、中国で事業を展開する多国籍企業にとって、グループ内の事業活動、特に人的交流への大きな制約として働いた面がありました。そして、日本企業でも、その中国事業を担う現地のスタッフ及び駐在員等の日常生活及び業務に対して大きな影響がありました。

同政策の撤廃に伴い、ほぼ3年の間、事実上制限されてきた日中間の往来が正常化していくことが期待されます。多国籍企業でも、中国と外国の間の各種交流を徐々に再開させているとの報道もあります<sup>1</sup>。

ゼロ・コロナ政策が中国内で事業を展開する多国籍企業に与えた影響の一つに、コンプライアンス・内部管理のための各種施策への影響もあったとされています。例えば、本社側の監査人における往査等は、中国での厳しい隔離措置などの影響で事実上中断されてきました。さらに、中国での生活環境への大きな制約等から、西側諸国の親会社が求めるコンプライアンス実務を理解した人材の中国への派遣や採用が難しくなり、中国現地事業のコンプライアンス管理の維持に向けたリソースの確保に苦労した企業もあったようです<sup>2</sup>。

中国で事業を展開する日系企業は、3年間続いたゼロ・コロナ政策の中で比較的大きな制約を受けた分野などを手始めに、その手当を行うことを予定されていると思います。本稿では、グループ管理体制のレビューなどに向けた取組の参考とすべく、近年の日系企業の中国事業に関連して開示された不正調査の報告書を題材として課題の検討を行います。

## 二、近年の日系企業の中国事業の不正調査報告書から見える不正リスク対応の課題

ゼロ・コロナ政策の事業に与える影響は、事業や企業毎の差が大きいため、一般論にまとめることは難しいのですが、近時の不正調査報告書を読み込むと、日系企業が中国事業において察知した不正の端緒への対応が、一つの課題として浮かび上がるように思えます。

本稿では、上場日本企業の中国事業にかかる不祥事が適時開示された事例として、①2022年7月に開示されたRH社の事例<sup>3</sup>（以下、「RH社事案」といいます）、②2021年6月に開示されたO社の事案<sup>4</sup>（以下、「O社事案」といいます）、及び③2020年9月及び同年11月に開示されたRV社の事案<sup>5</sup>（以下、「RV社事案」といいます）を取り上げます。これら3つの事案では、調査対象となった行為についてはコロナ禍前から続いていたのですが、現地における調査がゼロ・コロナ政策の制約の下で実施されました。以下では、当該制約下で浮き彫りになった中国事業の不正リスク対応における調査・対応の課題を説明します。本稿は、「中国事業の不正リスク対応」における調査・対応という手続面の課題の特定と解決策の提示を主に扱っており、これら事案で調査対象となった不正行為の内容自体の分析を対象としていないことを最初にお断りいたします。

## 三、上場日本企業の中国事業における不正通報への対応：「監査における不正リスク対応基準」の重要性について

### 1. RH社事案の概要

最初にとりあげるRH社事案は、東京証券取引所プライム市場に上場するRH社が、香港及び中国（本土）において運営していた合弁会社VWPG社において生じた不正な取引の疑いにかかる調査・対応です。RH社は、数年前に台湾のWグループ（W1社）との合弁会社であるVWPG社の株式を購入し、その50.1%の議決

<sup>1</sup> <https://jp.wsj.com/articles/from-apple-to-vw-ceos-gradually-returning-to-china-after-its-reopening-56613ab9>  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230130/k10013965201000.html> 等の報道があります。

<sup>2</sup> EUROPEAN BUSINESS IN CHINA POSITION PAPER 2022/2023、35頁以下等

[https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-archive/1068/European\\_Business\\_in\\_China\\_Position\\_Paper\\_2022\\_2023](https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-archive/1068/European_Business_in_China_Position_Paper_2022_2023)

<sup>3</sup> 分析の対象となる調査・対応の経緯等の事実関係は、RH社が行っ

た下記開示を含む適時開示の内容に依拠します。

<http://xml.irpocket.com/C3156/2022/release.pdf>

<sup>4</sup> 脚注3と同様、O社が行った適時開示 <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81864/12cff011/21b6/4920/8be0/a6a8ca86e9cf/140120210613447727.pdf> 等に依拠します。

<sup>5</sup> 脚注3と同様、RV社が行った適時開示

<https://www.rikenvitamin.jp/ir/topics/assets/pdf/20201113.pdf> 等に依拠します。

権を取得したことで、同社を連結子会社としていました。

2021年10月に、RH社は、WI社より、VWPG社に派遣されていたRH社出身の社員A氏及びその親族が関係する会社とVWPG社の間で、経済合理性がない取引が行われているとの疑いを指摘する通報を受領します。RH社は、社内調査チームを立ち上げ、一連の社内調査及び外部の中国法律事務所による調査等の対応を実施しました。そして、最初の通報から約8ヶ月が経過した後、2022年6月に、さらに特別調査委員会を立ち上げて本格的な調査を実施することとしました。特別調査委員会による調査に2ヶ月近くの時間が必要となったことなどから、同社は、本来の提出期限より約1ヶ月遅れた同年7月末に、2022年3月期の有価証券報告書を提出することになりました。不正リスクへの対応における課題としては、これら一連の対応の中で、どのような要因で一つの通報に対応する調査が複数回実施されることとなり、有価証券報告書の提出の遅れにつながったのが重要であると考えます。

この点について、同社が開示した調査報告書（以下、「RH社報告書」といいます）<sup>6</sup>によれば、RH社の経理担当役員らが、「監査における不正リスク対応基準」に関する理解不足のためにそれが決算に影響する不正とは考えず、監査意見の形成のために慎重な調査が行われることを想定しないまま、そのグループ・コンプライアンス規定からも逸脱して一部役職員が調査を進めてしまったこと、さらにRH社グループ内における適切な情報共有・連携が行われなかったことなどから、決算タイミングで監査等委員会と会計監査人への共有が遅れ、有価証券報告書の提出遅延及び定時株主総会を継続会とすることを招いたと指摘されています<sup>7</sup>。

## 2. 「監査における不正リスク対応基準」

本事案の社内調査担当者等による「理解が足りない」と指摘された「監査における不正リスク対応基準」（以下、「不正リスク対応基準」といいます）は、2013年3月13日に企業会計審議会が制定したものです<sup>8</sup>。この基準は、内部通報などを通じて、不正会計の疑いを示唆する情報を覚知したときの監査人の対応を定める基準です。数年前より、経営法友会や監査役協会が啓蒙活動をはかっています。上場企業では、不正リスク対応基準及び日本取引所自主規制法人が公表した「上場企業における不祥事予防のプリンシプル」<sup>9</sup>等を踏まえ、不祥事の早期発見とそ

の迅速な対応がいかに重要かを理解しておく必要があります。機敏な対応の準備を整えておく必要性については、商事法務に「不正の芽の察知と機敏な対応の必要性」と題する分かりやすい記事が掲載されていますので、それを参考とされることをお勧めします<sup>10</sup>。以下では、不正リスク対応基準の概要と、中国事業で不正行為の端緒又は不正行為の兆候が見つかった場合の対応の課題を中心として説明します。

不正リスク対応基準は、「監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、経営者に質問し説明を求めると共に、追加的な監査手続を実施しなければならない」との規定を置きます（同基準第二の10）。さらに、「監査人は、識別した不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない」（同基準第二の11）との規定が続きます。

同基準によれば、上場企業が通報等を通じて「重要な虚偽の表示を示唆する状況」に該当する状況を察知した場合には、直ちに当該不正行為の存否及びそれに類似する事案の存否を網羅的に調査し、会計監査人が「重要な虚偽の表示の疑義」がないという心証を有するに足る説明を提供する必要があります。

同基準にいう、「不正による重要な虚偽の表示」は、不正の結果として、意図するもの、意図しないものを含め、有価証券報告書の記載が虚偽となるものです。例えば、連結子会社である中国現地法人において、架空取引や実在しない取引が記載されてしまったケースなどが典型です。

「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」の具体的な例や基準は、同基準の付録で説明されています。付録2には、企業の通常の取引過程から外れた重要な取引で、企業が関与する事業上の合理性が不明確な取引などが例示されています。当該記載に鑑みると、RH社事案においても、RH社から派遣されていたA氏及びその親族が関係する企業とVWPG社の間の取引について、経済的合理性がないとの指摘があったことから、会計監査人は、「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」に該当する可能性があるかと判断したのではないかと推測されます。

<sup>7</sup>RH 社報告書 57 頁及び 59-62 頁

<sup>8</sup> 企業会計審議会監査部会「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyoutosin/20130314.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20130314.html)

<sup>9</sup> <https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/index.html>

<sup>10</sup> 杉山忠昭「不正の芽の察知と機敏な対応の必要性-『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』原則 4-」商事法務 2203 号（2019 年 7 月 5 日）

その場合には、企業は、連結財務諸表に「重要な虚偽の表示の疑義」がないことを会計監査人に納得してもらうことが必要になります。一般的には、疑いが示唆された不正がないことに加え、それと類似の不正行為もないことを確認する必要があります。そのため、例えば一定の範囲で、その取引先等に、自社の従業員や、その親族の株主・役員がいないかをしらみつぶしに確認する、といった一見、不毛な作業を行うことが必要となることもあります。

このように、企業は、「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」に該当する可能性のある端緒や事実を認識したら、機敏に対処し、初動調査を迅速に実施する必要があります。万が一、財務諸表等の正確性に懸念を及ぼす不正の可能性を認識した場合には、連結財務諸表等への影響度合を含めて、会計監査人と早い段階で確認をして、調査の範囲を判断する必要があります。そのプロセスでは、不正リスク対応基準の第二の17の「不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、速やかに監査役等に報告するとともに、・・・必要となる監査手続の種類、時期及び範囲についても協議しなければならない」との規定の存在にも留意する必要があります。

### 3. 中国事案における初動対応の難しさ

RH社事案においては、なぜ会計監査人が当初の社内調査結果では足りないと考え、特別調査委員会による再度の調査が必要とされ、有価証券報告書の提出遅延等につながってしまったのか、RH社報告書から全てが分かるわけではありませんが、時系列に沿って考えてみます。

RH社は、2021年12月25日には、WI社が調査を実施した報告書（WI社報告書）を受領していました。当該WI社報告書は、A氏によるコンプライアンス違反の内容を指摘するとともに、VWPGの逸失利益として25億円前後を認定していました。RH社では、同報告書受領後の2022年1月に、同事案の事実調査等に継続的に対応するため、社内調査チームが発足しました。当該チームは、RH社のコンプライアンス部門、海外管理部門等のメンバーで構成され、2022年1月-5月に、外部の中国法律事務所等に一連の調査・交渉を委任し、その調査を実施したようです。

社内調査チームは、調査の経緯及び中間報告結果を、同年1月にはRH社のCEOや経理部長にも伝えていました。同年2月25日頃には、同社の監査等委員会に対しても当該事実が共有されていたようです。

一方で、RH社の経理部長は、調査初期の段階において会計監

査人（監査法人）に当該事実を伝えるとかえって混乱が生じると考え、調査結果がある程度出る同年5月20日までは、会計監査人に本件取引にかかる疑義等の情報を共有せず、監査意見を出すために必要な情報も伝達していなかったということのようです<sup>11</sup>。

同年5月20日以降に、RH社から説明を受けて本事案を知るに至った会計監査人は、本件取引について「事実確認が十分ではなく・・・取引の根拠も明確ではなく）、件外調査の網羅性（も不足する）」という理由で、予定されていたスケジュール通りに監査意見の表明をすることは難しいとの見込を伝えました<sup>12</sup>。この過程では、前述2. の不正リスク対応基準の規範に基づいて「経営者に質問し説明を求め」るプロセス及び（仮に疑義があれば）「追加的な監査手続」が実施された（同基準第二の10以下等）のではないかと推測されます。それまでに実施された中国法律事務所等による調査結果及びRH社が実施した社内調査報告の中で示された証拠と事実認定の要旨については、RH社報告書の中に開示されています<sup>13</sup>。しかし、会計監査人は、それら報告中で示された証拠と説明では、当該疑義の存否を確認する必要があると考えた対象取引の根拠（経済的な合理性）を認めるに足りなかったか、又は同類の不正行為が行われていないとの心証を有するために必要な件外調査が行われていなかったのではないかと想像されます。

この点、RH社が同年6月6日に設置を決定した特別調査委員会の委員として、大手監査法人グループに属する公認会計士らの有識者を委員としたこと等は、会計監査人が監査意見を表明するために必要な監査手続について、会計士目線でどこまで調査を行うかを一致させるために必要と考えたのではないかと想像されます。なお、RH社により設置された特別調査委員会は、同年7月末までに、WI社らによって疑惑が指摘された5類型の取引全てについて、不合理な取引とまではいえないと認定しました<sup>14</sup>。その調査が、特別調査委員会の設立から2ヶ月以内に完了したことからすると、もう少し早くに網羅的な調査が開始されていれば、このような大事にならなかったのではないかと考えられます。

### 4. 中国事業における不正リスク対応：初動的調査における留意点と平時の準備

RH社事案のように、内部通報などをきっかけに、不正の兆候を察知した後に実施する初動的調査では、不正の基本的な事実関係の特定に基づいて、不正の広がりを予見することになりま

<sup>11</sup> RH 社報告書 24 頁

<sup>12</sup> 同 27 頁

<sup>13</sup> 同 25-32 頁

<sup>14</sup> 同 48 頁及び 66 頁等

す。初期的調査は、迅速性が求められる一方で、不正に関与した疑いがある役職員による証拠隠滅や口裏合わせを防ぐため、調査においても情報隔離をしながら実施するのが通常です。

この点、対象業務を知る要員の人数が限られる中国事業の不正調査では、上記の要請を満たしながら迅速な調査を実施するには課題が多く、二つの要請をどのようにバランスをとるかに悩むことが多くあります。

さらに、仮に不正会計や財務諸表に「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」が存在するリスクが判明した場合でも、その全体像を初動対応の時点で見通すことは困難です。特に事実関係が複雑で、法律上や会計上の問題を多く含むケースではより困難です。最終的には、外部専門家を入れた調査が必要になることも多くあります。一般的に、中国事業においては、事業環境の違いなどもあって、従業員によるキックバック等、利益相反が伴う不正な取引のリスクが探知される可能性が日本における事業等に比べると相対的に高く感じられることがあります。一方で、事案の端緒によっては、当該不正リスクが財務諸表の正確性に重要な影響を与える可能性を否定できないこともありえます。

RH社報告書でも、当初の社内調査チーム等において①不正リスク対応基準に関する理解不足のために決算に影響する不正とは考えなかったこと、及び②RH社グループ内における適切な情報共有・連携が行われなかったこと、の二点が指摘されています。W1社報告書では25億円という小さくない逸失利益の額が認定されていましたが、当初の社内調査チームはW1社からの通報

を「中国ではよくあること」として見通しを誤ってしまったのかもしれませんが、さらに、それに引き続いて当該通報情報を共有すべき関係者の範囲を不合理に狭くしてしまった可能性もあります。

また、中国の取引では、証拠が外国語のことが多く、事実認定に言語の壁がある上に、経済合理性の判断に必要な日本における経験則などが当てはまるとは限らないため、疑義が存在しないとの心証を会計監査人にも持ってもらうことを含むあらゆる説明に、日本国内案件よりも手間がかかると感じます。

このような困難を考えると、中国事業の管理部門としては、平時からその事業内容の特性及び不正リスク等について、会計監査人や監査役等と認識を共有しておくことが有用かもしれません。そのような情報交換をしておけば、万が一の場合にも、財務諸表の正確性に懸念を及ぼす可能性についても会計監査人と合理的なスケジュールの中で認識を合わせるものがしやすくなり、調査範囲の確認等にかかる時間を節約できる可能性があります。その一方で、中国事業の不正リスク対応の初動段階から、発見された不正の兆候にかかる状況を必要な範囲で会計監査人等に共有し、その影響及び調査範囲等の目線あわせまでを早急にすべきではないかと考えます。

O社事案及びRV社事案の分析を含む、不正リスクが探知された場合に備えるための平時の準備については、次回以降に掲載します。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 新法紹介

### 一、公布済の新規法令

- 1 「品質強国構築綱領」
- 2 「外商投資による研究センターの設立を更に奨励するための若干措置に関する通達」
- 3 「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理弁法（試行）」

### 二、公布前の意見募集稿

- 1 「新規公開株（IPO）登録管理弁法」（意見募集稿）等

### 一、公布済の新規法令

#### 1. 「品質強国構築綱領」

中国共産党中央委員会及び国務院は、2023年2月6日付けで、党内法規制度である「品質強国構築綱領」（以下「本綱領」という。）を公布、施行した。本綱領では、品質強国を質の高い国づくりのための重要な取り組みと位置づけ、9つの方面から計30項の意見を述べている。それらの方面において、2025年までに質の高い国づくりについて段階的に成果を挙げることを予定し、経済の質、産業の質、製品の質、建築プロジェクトの質、サービスの質、企業の質、ブランドの質、品質に関するインフラストラクチャ、品質の安全管理等の方面から具体的な措置を打ち出した。また本綱領では、特に以下4つのキーポイントが強調されている。

- ① 知的財産の保護を強化し、品質の革新成果から応用へのルートに繋げていくこと
- ② 品質保証金制度の健全化に力を入れて、消費者紛争における事前の賠償支払いを促進すること
- ③ 臨床急用及び希少疾患治療用の医薬品、医療機器の審査・承認手続きの迅速化を推進し、ジェネリック医薬品と先発医薬品及び医薬品特許を持つ医薬品との品質と治療効果の同一性をアップさせること。
- ④ 品質に関する法律法規を健全化させるよう、製品品質法等を改正すること。

URL : [http://www.gov.cn/zhengce/2023-02/06/content\\_5740407.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2023-02/06/content_5740407.htm)

（中国共産党中央委員会及び国務院2023年2月6日公布、同日施行）

#### 2. 「外商投資による研究センターの設立を更に奨励するための若干措置に関する通達」

2023年1月18日、国務院弁公庁は、商務部及び科技部による「外商投資による研究センターの設立を更に奨励するための若干措置に関する通達」（以下「本通達」という。）を発表した。本通達は、科学技術革新の支援、研究開発の利便性の向上、海外人材の導入の促進、知的財産保護のレベルの向上等、4つの方面から計16条の具体的施策を打ち出した。具体的には、主に以下のものが挙げられる。

① 科学技術革新サービスを最適化し、科学技術革新に関する税務上の政策による支援を徹底し、各地が地方の実情に応じて、外商投資による研究センターの設立承認手続をより最適化・簡略化することを支援する。

② 基礎研究の実施を奨励し、外商投資による研究センターが大型科学研究機器、国の重大科学技術計画プロジェクトの科学技術報告書及び関連資料を使用することを支援する。

③ 法に従い研究開発データの越境流通をサポートする。サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法などの関連法規の要求を遵守したうえで、越境流通のデータのセキュリティ管理を強化し、国家安全と社会公共の利益を保障し、個人情報の権利を保護する。重要なデータや個人情報に関する越境移転安全評価を効率的に実施し、研究開発データの安全的且つ自由な流通を促進する。

④ 知的財産権の対外的譲渡及び技術輸出入の管理プロセスを最適化し、多国籍企業のグループ内における技術の越境移転に利便性のある体制を検討する。

⑤ 海外人材の中国における就労の利便性を向上させ、外商投資による研究センターがチーム単位でチーム内の外国籍メンバーのために労働契約期間を超えない1回限りの就労許可及び5年間を超えない就労類滞在許可を申請することを認め、海外人材の中国での長期滞在、永住に関する利便性のある措置を採る。

⑥ 海外人材が「専門職」の資格を申込みことを奨励し、各地が地方発展のニーズに応じて法的権限の範囲内において、条件に適合する外商投資による研究センターが雇用している海外の高度人材及び不足人材に向けて住宅、子女教育、配偶者就労、医療保障等の方面から支援策を出すことを奨励する。更に外商投資による研究センターで就労している海外人材に向けて国境を跨ぐ資金の受け払いに関する利便性のある措置を採ることを推進する。

⑦ 商業秘密の保護に関する規則制度の改善を加速し、知的財産権保護センターの構築を進め、知的財産権に関する法執行の水準を向上させる。

URL : [http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content\\_5737692.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content_5737692.htm)

（商務部及び科技部2022年1月18日公布、同日施行）

### 3. 「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理弁法（試行）」

国家発展及び改革委員会は、2023年1月13日付けで、「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理弁法（試行）」（以下「本弁法」という。）を公布した。本弁法は、総則、信用情報回復の主な方法、重大な違法信用喪失主体リストに載せられた情報の回復、行政処罰公示情報の回復、信用情報の回復に関する連動、信用情報の回復に関する監督管理及び教育、付則の7章、計32条からなる。本弁法では、基本的に信用主体が法に基づき信用情報の回復する権利を有し、法律法規及び中国共産党中央委員会、國務院の政策において明確に回復不可とされる場合を除き、所定の条件を満たした信用主体が信用情報の回復を求めることができると定める。本弁法の主なポイントは、以下のとおりである。

- ① 「信用情報の回復」とは、信用主体が積極的に自分の信用状況を改善し、信用喪失行為を是正し、法定の義務を履行した上、信用喪失行為と認定した信用業者又は信用喪失情報を収集した信用プラットフォームウェブサイトの運営者に対して申請し、当該業者等が関連規定に沿って、信用喪失情報の削除、信用喪失情報の公示の終了を行う活動をいう。
- ② 信用情報回復の方法には、重大な違法信用喪失主体リストからの削除、行政処罰情報の公示の終了又はその他信用喪失情報の回復が含まれる。
- ③ 行政処罰情報の公開の可否に関して、基本的に法人及び非法人組織に対して通常手続による行政処罰の情報について、信用プラットフォームウェブサイトで収集した上で公示することになり、簡易手続による行政処罰の情報を収集し公示しないものとされている。特に通常手続により警告・譴責通知に処された場合は、かかる情報を公示せず、それ以外の行政処罰の情報については、最短で3ヶ月間、最長で3年間の公示をしなければならない。そのうち、食品、医薬品、特殊設備、安全生産、消防等の領域での行政処罰情報については最短で1年間の公示をしなければならない。なお、自然人に対する行政処罰情報については、信用プラットフォーム

ウェブサイトでは原則として公示しない。

URL: [http://www.gov.cn/zhengce/2023-01/17/content\\_5737788.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2023-01/17/content_5737788.htm)

（国家発展及び改革委員会2023年1月13日公布、同年5月1日施行）

## 二、公布前の意見募集稿

### 1 「新規公開株（IPO）登録管理弁法」（意見募集稿）等

中国証券監督管理委員会（証監会）は、2023年2月1日、株式発行登録制の全面的実施に関わる「新規公開株（IPO）の登録管理弁法」等主な制度規則の意見募集稿を公開し、それらの案について同年2月16日を締切期間として、パブリックコメントを募集している。2019年の「科创板」（イノベーションボード）の開設とともに導入された登録制は、4年間の試行を経て、イノベーションボードと同じように、その適用を既存のメインボード、中小企業ボード等にも拡大させ、いわゆる中国で全面的な株式発行登録制改革がこれから進むと思われる。

今回の改革措置のポイントとしては、①登録手続を最適化し、証監会の代わりに、証券取引所が企業の発行条件、上場条件、情報開示要求への適合性について全面的に審査・判断する責任を負うこと、②メインボード、中小企業ボード、イノベーションボード等の登録制度を統一し、統一した「新規公開株（IPO）登録管理弁法」等の規則を制定すること、③監督管理体制を完備すること等が挙げられる。

なお、新規公開株の登録以外に、証監会は今回、株式の発行・上場に関し、主幹事会社等による保証、引受・販売、優先株、M&A、重大な資産再編等の方面についての改正案も公開し、パブリックコメントを募集している。

URL: <http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7047626/content.shtml>

（中国証券監督管理委員会2023年2月1日公開）

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス: [info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

私は1年の大半を中国で生活しているため、中国のテレビを見る機会も多いのだが、昨年の秋から始まったドラマでハマったものがあった。「底線」という法廷モノである。

日本のドラマは1シーズン12回ほどから構成される場合が多いが、中国のドラマは短いもので25回ほど、長いものになると80回を超えるものもある。この「底線」も40回から構成されている。

このドラマの主人公は裁判所の裁判官であり、日々の裁判における悩みや、裁判の当事者たちとのやりとりを通じて、裁判官が成長していく姿が描かれている。実際の裁判例をモデルにしている話が多いため、その内容に現実感があることも面白いポイントである。

個性豊かな裁判官が多く登場するのだが、中には自らの家庭問題に悩む裁判官も登場し、周囲の裁判官に説得される場面なども出てくる。そういう意味でなかなか見えにくい裁判官の日常生活が描かれている点も興味深い。

普通の法廷モノのドラマは1話ごとに案件が異なるケースが多いが、「底線」は複数の案件が平行して進行するため、裁判官の実際の仕事ぶりに近く、その点でも先が見たくなるという意味で引き込まれた。

ここで少し中国の裁判についてご紹介しておきたい。私も中国の裁判に立ち会う機会が多いのだが、日本の裁判と

大きく異なると感じる点は以下の2点である。1つ目は、中国では日本以上に口頭弁論における口頭での主張が重要という点である。中国の裁判では準備書面を提出する必要は必ずしもなく、毎回の口頭弁論の発言はすべて文字起こしされ、双方の弁護士が確認の上で署名することになっている。準備書面を提出してもその場で主張内容を説明することになるのだが、かえって相手に反論を準備されるためあえて提出しないケースもある。2つ目は、中国の裁判所は比較的書面証拠を重視する傾向にある点である。中国の裁判でも人証を採用することもあるが、中国の裁判官は基本的に書いたものがあれば、それを人証よりも重視する傾向にあると思われる。もちろんメールやwe chatのようなやりとりも書面としての証拠になることはいうまでもない。

「底線」のドラマの中の裁判官は、一つの案件を解決するため、当事者の意見に耳を傾け、自ら積極的に当事者と連絡を取り、現場を訪れたりもする。実際の裁判官は多くの案件に追われており、現実においてこのような裁判官には出会うことが少ないのは、ドラマと現実のギャップと言わざるを得ないかもしれない。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## セミナー及び執筆のご紹介

### 1 近時行われるセミナー

テーマ：【オンラインセミナー】中国現地法人に潜む不正発見のための実務上の留意点

日時：2023年03月14日(火) 16時00分～ 17時30分

講演者：竹田 昌史

ウエストロー・ジャパン株式会社・弁護士法人大江橋法律事務所 共催

<https://www.ohebash.com/jp/seminar/year/2023/20230314WL.php>

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス： [info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。